

「あきる野のお店を応援しよう!」最大25%戻ってくる キャンペーン」新規取扱店募集・事業者向け説明会



PayPayを活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するに当たり、新規取扱店の募集と事業者説明会を実施します。

▽新規取扱店向け説明会

- 4月24日(水)：午後2時～3時
- あきる野ルピア3階産業情報研修室
- 4月25日(木)：午後3時～4時
- 五日出張所2階五日市地域交流センター第4・5・6会議室

●参加対象：PayPayの導入を検討している市内中小規模の事業者
●大手事業者など一部キャンペーンの対象外となる場合があります。

※既にPayPayを導入済の事業者でキャンペーンの対象となる場合は、自動的にキャンセルとなります。

市議会本会議の様様をインターネット(録画)で配信中

3月定例会議の本会議の様様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

本会議録画中継



納税などには便利な口座振替をご利用ください

資源集団回収奨励団体の登録受付

ンペーンの取扱店となりま

●申込み方法：申込み不要。直接会場へお越しください。

▽キャンペーン概要

●実施期間：7月1日(月)～8月31日(土)

※期間中でもキャンペーン還元額が上限に達した場合は、早期終了となる場合があります。

●付与率：25%

●付与上限：1回当たり2500ポイント、1月当たり1万ポイント

●対象となるキャッシュレス決済：PayPay

●新規加盟の問合せ先：PayPay (☎0120・990・640)

●送付物：対象店舗には、6月28日(金)までに本キャンペーン用のポスターやチラシ等を送付します。

▽その他 詳しくは、市ホームページか、あきる野商工会ホームページをご覧ください。

▽担当課 商工振興課商工振興係

んこ、口座名義人氏名と口座の団体名を確認できる振込先の預金通帳をお持ちください。

▽登録・問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

環境フェスティバルで家庭から出る廃食油の回収を行います



▽対象品目奨励金 奨励金は、市に登録している資源集団回収登録業者に引き取ってもら

う資源の量に対し、次の基準で奨励金を計算し交付します。

- 古紙類、鉄類：1キロ9円
- アルミ、銅などの金属：1キロ18円
- びん類：1本9円
- カレット：1キロ9円
- ビンケース：1個9円

▽登録方法 団体の代表者のEメール、住所、電話番号、代表者の説明を行います。ご家庭で排出される生ごみを堆肥に変えて、資源として活用し、ごみの減量に取り組みましょう。

●日時 5月11日(土) 正午～午後0時45分

▽場所 秋留台公園エコライブ あきる野環境フェスティバルメインステージ

▽講師 廃棄物減量等推進員

▽その他 ダンボールコンポストの無料配布を行います。希望する方は、事前に申し込んでください。

電子申請



い)。

▽回収するもの 使用済みの食用油、賞味期限が切れた食用

※食品ロス削減の観点から賞味期限内の油は受付できません。

※食用でない油(鉱物油、エンジンオイル等)は受付できません。

建物等の解体・リフォーム工事の前には石綿事前調査が必要です

回収した廃食油をリサイクルし、航空燃料に変えるプロジェクト(東京都廃食用油回収促進事業)へ参加するため、5月11日(土)に秋留台公園で開催されるエコライブあきる野環境フェスティバル2024にて、使用済みの食用油の回収を行います。



家庭で使用済みの食用油をペットボトルなどに入れて、生活環境課プースへ持参してください(事業者の方は、事前に生活環境課にお問い合わせください)

い(申込み順30世帯)。
*無料配布対象は、市内在住の18歳以上の方
*電話か電子申請で申し込んでください。

●Eメール、住所、電話番号、代表者の説明を行います。ご家庭で排出される生ごみを堆肥に変えて、資源として活用し、ごみの減量に取り組みましょう。

●Eメール、住所、電話番号、代表者の説明を行います。ご家庭で排出される生ごみを堆肥に変えて、資源として活用し、ごみの減量に取り組みましょう。

●Eメール、住所、電話番号、代表者の説明を行います。ご家庭で排出される生ごみを堆肥に変えて、資源として活用し、ごみの減量に取り組みましょう。

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送(課税明細書)の発送

固定資産税は、1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有している方に課税されます。課税内容を記載した納税通知書(課税明細書)を5月に発送しますので、自己所有の固定資産(土地・家屋)を

異なるります。事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムで行います。

事前調査を行う方 解体等工事を行う元請業者か自主施工者(業者に依頼しないで自ら施工する者)

※令和5年10月から、次に該当する方による事前調査が義務化されました。

●建築物石綿含有建材調査者資格を有する方
●令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された方

※事前調査結果報告書は、大切に保管してください。工事現場の見やすい場所へ調査結果を掲示し、現場にも調査結果を備え付けてください。

▽工事の元請業者等が事前調査を実施する場合のお願い
●工事を発注される方は、元請業者に事前調査に使用する設計図書等の提供や適切な費用の負担をお願いします。

●工事の元請業者は、発注者に事前調査結果の報告が必要です。

▽事前調査で建築物に石綿の使用が確認された場合
●建築物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。

●建築物の解体等工事を行う際は、石綿が周辺へ飛散しないよう飛散防止措置を行う必要があります。

確認してください。

※非課税物件は明細に記載されません。

※免税点未満の場合には、納税通知書は発行されません。

※課税明細書は確定申告などに利用できます。

※所有する固定資産と課税明細書の内容が異なる場合は、連絡してください。

▽問合せ 課税課土地資産税係・家屋資産税係

工事の対象・規模	報告窓口(問合せ先)
・延べ面積が2,000㎡未満の建築物	生活環境課生活環境係
・延べ面積が2,000㎡以上の建築物 ・全ての工作物	東京都多摩環境事務所環境改善課 (☎042-523-0238)

東京都アスベスト情報サイト

